

# 令和3年度 放課後児童クラブ退所・辞退届

提出日 年 月 日

(あて先) 一宮市長

(保護者)

住所 .....

氏名 .....

下記の理由により、放課後児童クラブを **退所** ・ **辞退** しますので届け出ます。

※退所 : 現在利用中の児童が利用を取りやめる場合。

※辞退 : 申込後、入所日より前に申込を取り下げる場合。

児童氏名		生年月日	年 月 日生
学校名	小学校	学 年	年生
施設名	児童クラブ		
退所年月日 (最終在籍日)	年 月 日		
理 由	<input type="checkbox"/> 保護者の就労状況が申込要件に該当しなくなるため <input type="checkbox"/> 児童が習い事を始めるため <input type="checkbox"/> 世帯が転居・転出するため <input type="checkbox"/> 児童が1人で留守番できるようになったため <input type="checkbox"/> その他( )		

## 退所される方へ

この届の提出をもって退所となりますので、記入後、退所日までにこの届を児童クラブへ提出してください。

## 辞退される方へ

この届の提出をもって辞退となりますので、必ず入所日の前日までに児童クラブへ提出してください。

**※この届出を出される方は、裏面をよく読んでからご提出ください。**

施設 使用 欄	受付印	
	入力	チェック
市 使用 欄		

## 退所・辞退届の記入について

### 退所される方（現在利用中の児童クラブの利用を取りやめる）

児童クラブを退所する場合は、退所日までにこの届を児童クラブへ提出してください。

日付をさかのぼって退所届を提出することはできませんので、直近の利用がなかった場合でも、**最終在籍日の日付により利用手数料を決定**します。

利用手数料は、以下のとおりとなります。

各月1日～15日のうち、**1日でも在籍**していれば、月額料金の半額の利用手数料が発生します。

各月16日～31日のうち、**1日でも在籍**していれば、月額料金の半額の利用手数料が発生します。

したがって、発生する利用手数料の具体例は以下のとおりになります。

退所日	該当月	利用手数料	理由
7/1～7/15の間	7月分	3,000円	1日～15日の期間には在籍する日があり、16日～31日の期間には在籍する日がないため
7/16～7/31の間	7月分	6,000円	1日～15日、16日～31日の期間のそれぞれに在籍する日があるため
8/1～8/15の間	8月分	4,000円	1日～15日の期間には在籍する日があり、16日～31日の期間には在籍する日がないため
8/16～8/31の間	8月分	8,000円	1日～15日、16日～31日の期間のそれぞれに在籍する日があるため

### 辞退される方（申込後、入所日より前に申込を取り下げる）

児童クラブを申込後、利用開始前に申込を取り下げる場合は、**入所日の前日まで**にこの届を児童クラブへ提出してください。

入所日の前日までに提出がない場合、**実際には児童クラブの利用がない場合でも、児童クラブに在籍していることになるため、放課後児童クラブ利用手数料をお支払いいただきます。**